

選定療養費の金額変更について

当院では、厚生労働省の療養の基準に基づき、紹介状をお持ちでない患者さまにつきましては 保険診療の自己負担金の他に初診時選定療養費として（1,650円）を頂いておりましたが、6月より下記の通り変更させていただきます。ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

現行 (2023年5月31日まで)	→	改定 (2023年6月1日から)
1,650円		4,400円

選定療養費とは・・・？

当院のような病床数が200を超える病院は、基本的に診療所等からの紹介状を受けて患者様の診察を行っています。診療所で初めに診察を行い、状況によって、精密な検査や入院も可能な大きな病院に紹介します。

しかし、紹介状なしで当院のような病院を最初から受診する場合は、患者様本人が最初から「選定」したとして、別途費用の負担があります。この費用が選定療養費です。

可能であれば紹介状をもらって受診することをおすすめします。

